

2008年5月28日

石原産業（株）社長 織田健造様

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜

代表 兼松秀代

くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク

代表 寺町知正

放射線量を改ざんして処分したアイアンクレーの自主回収申入書

私たちは岐阜県内に住み、石原産業（株）のフェロシルト問題に取り組み、不法投棄されたフェロシルトの速やかな撤去を目指して活動している市民団体です。

私たちがフェロシルト撤去を求めた発端はフェロシルトにチタン鉱石由来のウランやトリウムが含まれていたためです。岐阜県がフェロシルトから六価クロムやフッ素が溶出していることを突き止め、石原産業（株）に自主撤去を開始させ、さらに六価クロムやフッ素汚染がフェロシルト由来であることを確認し、産業廃棄物の不法投棄事件として刑事告発し、裁判が終了しました。

しかし私たちが最も問題にしていた放射線について岐阜県と三重県は、フェロシルトが不法投棄された場所の放射線量率が $0.14 \mu\text{Sv/h}$ (1mSv/年) 以下であるとして、放置し続けてきました。

ところが石原産業（株）は2008年5月14日の「コンプライアンス総点検」報告で1998年から2004年にかけてチタン廃棄物・アイアンクレーの放射線量を改ざんして処分していたと公表しました。自社の利益のために長期にわたり意図的に放射線量を改ざんし処分したもので、極めて悪質な行為です。

1991年6月6日に出された「チタン鉱石問題に関する対応方針」の1.「特に講ずべき措置等」の にチタン鉱石は、放射能レベルや使用量を管理し、廃棄物の放射能レベルをできるだけ低くすることが明記されています。石原産業（株）はこの通達を守っていたのでしょうか。利益を優先し放射能レベルの高いチタン鉱石を使用していたのではないのでしょうか。

そもそも放射線量を改ざんして処分したアイアンクレーは、石原産業（株）が管理すべきものです。原状回復のために自主回収し、管理すべきです。環境省は1991年6月6日衛産25「チタン鉱石問題に関する最終的措置について（環境省産業廃棄物対策室長名でチタン製造事業所のある府県及び政令指定都市産業廃棄物主管部（局）長宛）通知を出しました（以下、「通知」とします。別添：環境省より入手した通知資料一式）。この通知3には「万一特定チタン廃棄物であることが判明した場合には、チタン製造事業者の責任において回収等必要な措置を講ずることを指導すること。」（特定チタン廃棄物：通知1項より $0.14 \mu\text{Gy/h}$ を超えるチタン廃棄物が特定チタン廃棄物です。）と今回の石原産業（株）のような事態を想定した対応が明記されています。

石原産業（株）は行政機関の指導を待つのではなく、早急に自主回収を申し出、速やかに実施することが社会的信用回復の第一歩です。早急な対応を求めます。

記

- 1．放射線量を改ざんして処分したアイアンクレーは石原産業（株）が早急に全量自主回収し、かつ管理すること。
- 2．アイアンクレーの放射線量を改ざんして処分した時期はフェロシルト製造時期と重なるとコンプライアンス総点検報告にあります。この時期、放射能の値の大きなチタン鉱石を使用していたのではありませんか。
- 3．環境省の1991年6月6日衛産25通知の存在と内容を当然知っていたと思いますが、いかがですか。

なお、2と3については6月13日までに文書にて回答願います。

以上